

○廃炉等積立金調査基本方針

平成30年4月2日

第一章 総則

(目的)

第一条 この方針は、機構が廃炉等積立金管理業務として、廃炉等実施認定事業者による廃炉等の実施に係る使途その他の事項に関して行う調査（以下単に「調査」という。）に係る業務に関する取扱いを定め、もって当該業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この方針において使用する用語は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）その他の関係法令において使用する用語の例による。

第二章 調査の目的

(調査の目的)

第三条 調査の目的は、取り戻された廃炉等積立金の使用状況その他の事項について確認し、その適正を期し、及びその改善を促すことにより、廃炉等実施認定事業者による適正かつ着実な廃炉等の実施の確保を図ることにある。

2 機構は、前項の目的を達成するために、主に次の各号に掲げる事項について、調査を行うものとする。

- 一 取り戻された廃炉等積立金の額に相当する金額の使用状況及びその報告に関する事項
- 二 廃炉等積立金の取戻しに関する計画と廃炉等積立金の使用実績との差額（以下「予実差」という。）の分析その他の管理に関する事項

(調査の種類等)

第四条 調査は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 調査計画（第九条第一項に規定する調査計画をいう。）に基づき定期的に継続して行う調査
- 二 次に掲げる場合において不定期的に行う調査
 - イ 理事長の命により随時行う場合

- ロ 調査実施責任者が必要と認め、及び理事長の承認を受けて行う場合
- 2 機構は、必要があると認めるときは、前項に規定する調査の結果を当該調査に係る廃炉等実施認定事業者に共有し、又は当該廃炉等実施認定事業者に対して助言、指導若しくは勧告を行うものとする。

(調査の観点)

第五条 調査における観点は、次の各号に掲げるものとし、当該観点の内容は当該各号に定めるところによる。

- 一 正確性 会計経理が正確に処理され、並びに正確な使用状況の報告及び予実差の分析等が行われているかという観点
 - 二 合規性 会計経理及び使用状況に関する報告が、法令及び当該廃炉等実施認定事業者に関連する内部規程その他の書類に従って適切になされているかという観点
 - 三 経済性 廃炉等の実施に関する長期的な見通しを踏まえ、より少ない資金で実施できないかという観点
 - 四 効率性 廃炉等の実施に要する費用に充てる資金との対比で、より大きな成果を得られるよう、執行上の工夫がなされているかという観点
 - 五 有効性 認定特別事業計画その他の書類に基づき、廃炉等を適正かつ着実に実施するために支障がない計画が作成され、及び使用がなされているかという観点
- 2 機構は、調査を行うときは、廃炉に係る事業の最適な運営の確保を図ることに留意しつつ、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める観点を中心に行うものとする。
- 一 取り戻された廃炉等積立金の額に相当する金額の使用状況及びその報告に関する事項 経済性、効率性及び有効性
 - 二 予実差の分析その他の管理に関する事項 正確性及び合規性

(調査の対象)

第六条 調査の対象は、原則として、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 使用及び報告並びに管理に係る内部統制の整備及び運用状況
- 二 報告内容
- 三 管理内容

第三章 調査の実施体制

(調査の実施体制)

第七条 機構は、この方針の規定に基づき、調査を実施するものとし、調査に係る業務（以下「調査業務」という。）の適正な遂行を図るため、調査実施責任者を設けるものとする。

（調査実施体制の整備）

第八条 調査実施責任者は、調査業務を適正に遂行するため、事業年度ごとに、人員その他の体制の整備に関する事項を検討しなければならない。

- 2 調査実施責任者は、事業年度の開始後遅滞なく、調査の手續その他の調査業務を行う者として、調査実施者を選定しなければならない。
- 3 調査実施責任者は、機構の役員及び職員（以下単に「役職員」という。）以外の者を前項の調査実施者として選定しようとするときは、当該実施者が負うべき範囲及び内容を示して、監査法人その他の調査に関して知識と経験を有する専門家に委託して行わなければならない。
- 4 調査実施責任者は、役職員以外の者を調査実施者として選定したときは、役職員の同行その他の方法により、当該実施者による業務の遂行を随時把握できるようにしなければならない。
- 5 調査実施責任者は、調査業務を行うに当たっては、廃炉等実施認定事業者に対する技術的な助言、指導及び勧告並びにプロジェクト管理に係る監督及び支援に関する業務と、相互に連携を図りながら協力して行わなければならない。

第四章 調査計画

（調査計画の作成）

第九条 機構は、事業年度の開始後遅滞なく、調査計画を作成するものとする。

- 2 調査計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 その事業年度に実施する調査に係る重点テーマに関する事項
 - 二 その事業年度に実施する調査の対象とする部門及びプロセスに関する事項
 - 三 その事業年度に実施する調査に係る作業スケジュールに関する事項
 - 四 その事業年度に実施する調査に係る人員その他の体制整備に関する事項（前条第三項の規定により専門家に委託し、又は委託しようとする場合にあっては、当該専門家に係る事項を含む。）

（理事長による承認等）

第十条 前条第一項の規定による調査計画の作成（当該計画の変更を含む。）は、

調査実施責任者がその案を作成し、及び理事長の承認を受けることにより行うものとする。

第五章 調査の実施

(調査の手続)

第十一条 調査の手続は、実査、立会、確認、質問、視察、閲覧、観察、証憑突合、帳簿突合、計算突合、勘定分析、分析的手続その他の方法とする。

2 機構は、前項の手続を組み合わせることにより、調査を効果的に実施するよう努めるものとする。

3 機構は、調査を効率的に実施する観点から、試査を原則として第一項の手続を実施するよう努めるものとする。

(調査手続の適用)

第十二条 調査のうち、内部統制の整備及び運用状況の確認は、廃炉等実施認定事業者の担当者への質問及び関連規程その他の書類の閲覧を中心とし、必要に応じて、観察、証憑突合その他の方法を組み合わせることにより実施するものとする。

2 前項に規定する確認は、廃炉等実施認定事業者の組織、事業、業務プロセス等に対して広範な影響を及ぼす基盤として、次の各号に掲げる事項について把握する必要があることに留意して行うものとする。

一 組織管理体制

二 内部監査体制

三 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための体制その他の事項

3 調査のうち、報告内容及び管理内容の確認は、原則として閲覧、証憑突合及び分析的手続（リスクが高いと認められる場合にあつては、閲覧、証憑突合及び分析的手続並びに実査、立会その他の証拠力が高い手続。）を組み合わせることにより行うものとする。

(調査調書の作成)

第十三条 調査実施者は、調査の手続その他の調査業務を行ったときは、速やかに、調査調書を作成し、及び調査実施責任者に報告しなければならない。

2 調査調書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 調査業務を行うに当たり計画した内容に関する事項

二 実施した調査業務の内容及び当該実施に係る判断過程に関する事項

三 調査の結果に関する事項

- 3 調査実施者及び調査実施責任者は、それぞれ調査調書及び調査報告書（次条第一項に規定する調査報告書をいう。）を作成するに当たっては、次の事業年度以降に実施する調査の適正な実施を図るために十分なものとなるよう努めなければならない。

第六章 調査の報告

（調査報告書の承認）

第十四条 機構は、法第三十六条の三第二項に規定する事業報告書及び収支決算書を主務大臣に提出する時までには、当該事業報告書及び収支予算書に係る事業年度に実施した調査の結果に関する報告書（以下「調査報告書」という。）を作成するものとする。

- 2 調査報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該事業年度の調査計画の概要に関する事項
 - 二 実施した調査業務の内容及び当該実施に係る判断過程の概要に関する事項
 - 三 調査の結果の概要に関する事項
 - 四 廃炉等実施認定事業者による改善に関する事項

（理事長による承認等）

第十五条 前条第一項の規定による調査報告書の作成は、調査実施責任者がその案を作成し、及び理事長の承認を受けることにより行うものとする。

- 2 調査実施責任者は、調査報告書の案を作成するに当たっては、全ての調査調書を査閲して行わなければならない。

第七章 廃炉等実施認定事業者による改善

（廃炉等実施認定事業者による改善）

第十六条 機構は、調査の結果、廃炉等実施認定事業者に改善すべき事項があると認めた場合には、廃炉等実施認定事業者に対して当該結果を示して、改善対応策の実施を求めるものとする。

附 則

この方針は、平成30年4月2日から施行し、同日から適用する。ただし、第十四条第一項の規定は、平成31年4月1日から施行し、同日から適用する。